

第六十四回 帝國議會貴族院 船舶安全法案特別委員會議事速記錄第一號

付託議案

船舶安全法案
船舶職員法中改正法律案

委員氏名

委員長 伯爵川村鐵太郎君
副委員長 男爵深尾隆太郎君

公爵一條 實孝君

子爵今城 定政君

子爵松平 保男君

子爵西尾 忠方君

男爵斯波忠三郎君

男爵東久世秀雄君

岡 喜七郎君

坂野鉄次郎君

堀 啓次郎君

各務 錠吉君

林 平四郎君

瀬川彌右衛門君

昭和八年三月一日(木曜日)午前十時十八分開會

○委員長(伯爵川村鐵太郎君) ソレデハ是ヨリ開會ヲ致シマス、第一ニ遞信大臣ヨリ此提出ノ御理由ヲ一つ、此際御陳述ヲ願ヒ

マス

○國務大臣(南弘君) 船舶安全法案提出ノ理由ニ付キマシテハ既ニ本會議ニ於テ申上

ゲマシタ通り、海上ニ於ケル人命ノ安全ノ爲メノ國際條約及國際船舶滿載吃水線條約ヲ我國ニ於キマシテモ實施イタスガ爲ニ、

之ニ應ジテ現行ノ關係諸法規ヲ相當改正イタシマスル所ノ必要ヲ生ジマシタコトト、

及ビ一面船舶ノ安全ニ關スル我國ノ現行法規ハ、事項ノ異ナル毎ニ獨立ノ法規トシテ定メラレマシテ、而モ其大部分ハ制定以來既ニ長年月ヲ經過イタシテ居リマスルノデ、

其後大ナル發展ヲ遂ゲマシタ我海運ノ實情ニ能ク副ハシムルガ爲ニハ、相當之ニ改正ヲ加ヘル必要ヲ生ジマシタルコトニ因ルモノデアリマスルガ、又現行關係諸法規ヲ本法ニ依リ整理統一イタシマシテ、之ヲ單一法ニ致シマシタ所以ハ、元來構造設備ノ検査、滿載吃水線ノ指定、無線電信施設ノ強制ノ如キハ、總テ海上ノ安全ヲ確保セントスル同一目的ニ出ヅルモノデアリマシテ、從テ之ヲ單一法規ニ統一スルコトガ極メテ便宜デアリマスルコトハ、世界主要海運國ノ法制ニ徵シマスルモ明カデアリマスノミ

ナラズ、滿載吃水線ノ指定ハ構造設備ノ檢

查ヲ前提トスルモノデアリマシテ、兩者ハ事實上密接離ルベカラザルノ關係ガアルノ

船舶職員法中ニハ諸所ニ船舶檢查法中ノ規定、並ニ用語ヲ引用イタシテ居リマスルガ

化スルノヲ適當ト認メタ次第デアリマス、本法案中主要ナ改正事項ト致シマシテハ、

船舶ノ構造設備ノ規格ヲ整備イタシマシタコトト、滿載吃水線ノ標示及無線電信ノ施設ヲ要スル船舶ノ範圍ヲ擴張イタシマシタ

ルコトト、特定船舶ニ對シマシテ製造檢查ヲ強制イタシマシタコトト、其備付クベキ

船舶ノ特定シ又ハ未ダ特定シナイ船舶用機器ノ檢查ノ途ヲ開キマシタコト、特定事項

ニ付テ船級協會ノ檢查ヲ受ケマシテ、之ニ合格シタル場合ニ於キマシテハ、其事項ニ

合規シタル場合ニ於キマシテハ、其事項ニ付キ管海官廳ノ檢查ヲ受ケテ、之ニ合格シ

タルモノト看做スコトニ致シマシタルコト

ト、船舶乗組員ガ船舶ノ安全狀態ニ關シテ不服申立ヲ爲ス途ヲ開キマシタコト、外國トノ船舶檢查相互ニ之ヲ認メマスルコトニ

リテアリマス

○委員長(伯爵川村鐵太郎君) 御質問ガゴ

ザイマスナラバ、此際顧ヒタイト思ヒマス……此際皆様ニ御諮リ致シマスガ、只今大體ノ點ニ付テ質問ヲ御許シ致シタノデアリ

マスガ、尙ホ參考資料其他ニ付テ御請求ガアルナラバ、色々此處ニ參考書類モ頂戴シテ居リマスカラ、今日ハ之ヲ篤ト拜見シテ、

更ニ開イテ質問ヲ續行イタスコトニ致シタ

ラ如何デゴザイマスカ

〔サウ云フコトニ御願ヒシタイ」ト述

フル者アリ)

○委員長(伯爵川村鐵太郎君) ソレデハ委

員會ニ於テモ此參考書類ヲ能ク拜見イタシマ

シテ、更ニ此次ノ委員會ニ於テ御質問ヲ繼

續遊バサレルト云フコトニ致シタ方ガ宜ク

ハナイカト思ヒマス、如何デゴザイマセウ

〔賛成」「異議ナシ」と呼フ者アリ)

○委員長(伯爵川村鐵太郎君) ソレデハ今

日へ此程度ニ於テ散會イタシマシテ、次ハ

尙ホ彙報デ委員會ノ開會ノ期日ヲ申上ゲマ

ス、左様御承知ヲ願ヒマス

午前十時三十一分散會

出席者左ノ如シ

委員長 伯爵川村鐵太郎君

副委員長 男爵深尾隆太郎君

委員

公爵一條 實孝君

子爵今城 定政君

子爵松平 保男君

子爵西尾 忠方君

男爵斯波忠三郎君

男爵東久世秀雄君

岡 喜七郎君

坂野鉄次郎君

國務大臣

遞信大臣 南 弘君

堀 啓次郎君
瀬川彌右衛門君
松岡 潤吉君

政府委員

遞信參與官 子爵立花 種忠君
遞信省管船局長 淺野 平二君